

令和 7 年 3 月 五 島 市 議 会 定 例 会 議 案 表

(令和 7 年 3 月 7 日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	1
議案第 5 号	五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	4
議案第 6 号	五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	6
議案第 7 号	五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	7
議案第 8 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	8
議案第 9 号	五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	9
議案第 10 号	五島市公有施設の屋根等への太陽光発電設備等の設置に係る行政財産使用料の減免等に関する条例の制定について	10
議案第 11 号	五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	13
議案第 12 号	五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	14
議案第 13 号	五島市奈留芸能館条例の廃止について	17
議案第 14 号	五島市手数料条例の一部改正について	18
議案第 15 号	五島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について	43
議案第 16 号	五島市単独住宅管理条例の一部改正について	44
議案第 17 号	五島市奈留ターミナルビル条例の一部改正について	45
議案第 18 号	負担付き贈与の受領について	49

議案第 1 9 号	財産の無償貸付けの変更について	51
議案第 2 0 号	工事請負契約の変更について	52
議案第 2 1 号	住民センターの指定管理者の指定について	53
議案第 2 2 号	令和 6 年度五島市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 2 3 号	令和 6 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 4 号	令和 6 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 5 号	令和 6 年度五島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 2 6 号	令和 6 年度五島市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 2 7 号	令和 7 年度五島市一般会計予算	別冊
議案第 2 8 号	令和 7 年度五島市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 2 9 号	令和 7 年度五島市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 3 0 号	令和 7 年度五島市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 3 1 号	令和 7 年度五島市診療所事業特別会計予算	別冊
議案第 3 2 号	令和 7 年度五島市大浜財産区特別会計予算	別冊
議案第 3 3 号	令和 7 年度五島市本山財産区特別会計予算	別冊
議案第 3 4 号	令和 7 年度五島市港湾整備事業特別会計予算	別冊
議案第 3 5 号	令和 7 年度五島市交通船事業特別会計予算	別冊

議案第 3 6 号	令和 7 年度五島市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第 3 7 号	令和 7 年度五島市水道事業会計予算	別冊
議案第 3 8 号	令和 7 年度五島市下水道事業会計予算	別冊

議案第 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 五島市職員の給与に関する条例(平成 1 6 年五島市条例第 4 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 3 号及び第 4 号並びに第 3 1 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 2 条 五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成 1 6 年五島市条例第 2 6 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 五島市附属機関の設置等に関する条例(令和 3 年五島市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(五島市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 4 条 五島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年五島市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「前条第 1 号」を「前項第 1 号」に改める。

附則第 7 項及び第 8 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中五島市個人情報

報の保護に関する法律施行条例附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例第31条第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第3項(第3号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案理由)

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 5 号

五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第 1 6 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 1 9 条第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 1 9 条を第 2 1 条とし、第 1 8 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 9 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 0 条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の五島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(提案理由)

時間外勤務の制限の対象となる職員を小学校就学の始期に達するまでの子のある職員まで拡大するほか、新たに仕事と介護の両立支援に関する規定を整備するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 6 号

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

五島市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正に伴い、引用している条項が整理されたことから、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 7 号

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年五島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「34 万 5, 000 円」を「37 万 5, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

外国語指導助手及び外国語指導助手指導員の報酬を見直すことに伴い、市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年五島市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 2 条中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

附則第 1 4 条第 6 項中「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の一部改正に伴い、引用している条項が整理されたことから、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号

五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年五島市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたため、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 10 号

五島市公有施設の屋根等への太陽光発電設備等の設置に係る行政財産使用料の減免等に関する条例の制定について

五島市公有施設の屋根等への太陽光発電設備等の設置に係る行政財産使用料の減免等に関する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市公有施設の屋根等への太陽光発電設備等の設置に係る行政財産使用料の減免等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、五島市ゼロカーボンシティ計画の実現に向け、市内における自家消費型の太陽光発電設備を設置する取組を推進するため、市が所有する公有施設の屋根等に太陽光発電設備及び附属物件を設置する者に対し、当該太陽光発電設備及び附属物件の設置に係る行政財産の使用料を減額し、若しくは免除すること又は当該太陽光発電設備及び附属物件の設置に係る普通財産の貸付料を無償とし、若しくは減額することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公有施設 学校、公民館、庁舎等の建物施設をいう。
- (2) 屋根等 建物の屋根、屋上、敷地その他の場所をいう。
- (3) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (4) 太陽光発電事業者 太陽光発電設備を用いて発電を行う者をいう。
- (5) 附属物件 太陽光発電設備と電気事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 4 項の電気事業者をいう。）の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物をいう。）とを電気

的に接続する目的で設置する物件をいう。

(行政財産の使用料の減免)

第3条 市長は、太陽光発電事業者が五島市の行政財産である公有施設の屋根等に太陽光発電設備及び附属物件を設置する場合には、当該太陽光発電事業者から徴収すべき公有施設の屋根等の使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、当該公有施設の屋根等のうち、太陽光発電設備及び附属物件を設置するために使用する部分について、五島市行政財産使用料条例（平成16年五島市条例第81号）第2条の規定により算定した使用料の額とする。

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第4条 市長は、太陽光発電事業者が五島市の普通財産である公有施設の屋根等に太陽光発電設備及び附属物件を設置する場合には、当該太陽光発電事業者に対する当該公有施設の屋根等の貸付料を無償とし、又は減額することができる。

2 前項の規定により無償とし、又は減額する貸付料の額は、当該公有施設等の屋根等のうち、太陽光発電設備及び附属物件を設置するために貸し付ける部分に係る貸付料の額とする。

(行政財産の使用料の減免及び普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの要件)

第5条 第3条第1項の規定による行政財産の使用料の減額若しくは免除又は前条第1項の規定による普通財産の無償貸付け若しくは減額貸付けは、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 太陽光発電事業者が、自らの費用により、公有施設の屋根等に太陽光発電設備及び附属物件を設置すること。
- (2) 公有施設の屋根等に設置する太陽光発電設備及び附属物件について、太陽光発電事業者が所有し、及び管理すること。
- (3) 太陽光発電事業者が公有施設の屋根等に設置する太陽光発電設備により発電した電力を全て当該公有施設に供給すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

市の公有施設の屋根等に太陽光発電設備を設置する者が、当該太陽光発電設備により発電した電力の全てを当該公有施設に供給する場合に、当該太陽光発電設備の設置に係る使用料及び貸付料を減額し、又は免除することとするため、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

五島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 2 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1, 0 7 1 人」を「9 9 9 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

五島市消防団において、定員の見直しを行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 12 号

五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年五島市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上」を「1 年 6 月以上」に改め、同項第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3 年以上」を「2 年以上」に改め、同項第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「5 年以上」を「2 年 6 月以上」に改め、同項第 8 号中「1 年以上」を「6 月以上」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程」を「から第 6 号までに規定する課程」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同項第 9 号とし、同項第 6 号中「2 年以上」を「1 年 6 月以上」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「10 年以上」を「5 年以上」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 4 号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7 年以上」を「3 年 6 月以上」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第1項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第1項に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「4年以上」を「2年以上」に、「6年以上」を「3年以上」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「8年以上」を「4年以上」に改め、同項第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目並びに」を「課程並びに」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後」を「後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」に、「5年以上」を「2年6月以上」に、「7年以上」を「3年6月以上」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「9年以上」を「4年6月以上」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 前条第10号又は第11号に掲げる資格を有する者

第4条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例(平成31年五島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「第3条第1項第8号」を「第3条第10号及び第4条第7号の規定」に改める。

(提案理由)

水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 13 号

五島市奈留芸能館条例の廃止について

五島市奈留芸能館条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市奈留芸能館条例を廃止する条例

五島市奈留芸能館条例（平成 16 年五島市条例第 254 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

奈留芸能館を廃止するため、五島市奈留芸能館条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 4 号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成 1 6 年五島市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項を次のように改める。

1	建築確認申請及び計画通知手数料	(1) 建築基準法（以下この表において「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物の確認の申請及び法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく計画通知（市が通知するものを除く。）に対する審査（移転（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 6 に定める範囲の移転に限る。以下同じ。）に係るものについては、移転に係る部分の床面積の 2 分の 1 を右欄の床面積とみなす。）	床面積の合計が 3 0 m ² 以内	8, 0 0 0 円
			床面積の合計が 3 0 m ² を超え 1 0 0 m ² 以内	1 8, 0 0 0 円
			床面積の合計が 1 0 0 m ² を超え 2 0 0 m ² 以内	3 1, 0 0 0 円
			床面積の合計が 2 0 0 m ² を超え 5 0 0 m ² 以内	4 2, 0 0 0 円
			床面積の合計が 5 0 0 m ² を超え 1, 0 0 0 m ² 以内	6 6, 0 0 0 円
			床面積の合計が 1, 0 0 0 m ² を超えるもの	9 7, 0 0 0 円
		(2) 法第 8 8 条第 1 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定に基づく工作物の確認の申請及び法第 1 8 条第 2 項の規定に基	1 3, 0 0 0 円	

		づく計画通知（市が通知するものを除く。）に対する審査		
		(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第2項（これらの規定を同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）に対する審査	一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡未満	(1)の規定による金額に11,000円を加算した額
			一戸建て住宅で床面積の合計が200㎡以上	(1)の規定による金額に12,000円を加算した額
			共同住宅等で床面積の合計が300㎡未満	(1)の規定による金額に21,000円を加算した額
			共同住宅等で床面積の合計が300㎡以上	(1)の規定による金額に33,000円を加算した額

別表第2第2項中「6,000円」を「9,000円」に改め、同表第3項を次のように改める。

3	完了検査申請及び完了検査通知手数料	(1) 法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請及び法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知（市が通知するものを除く。）に対する検査（移転に係るものについては、移転に係る部分の床面	床面積の合計が30㎡以内	20,000円
			床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内	26,000円
			床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内	38,000円
			床面積の合計が200㎡を超え500㎡以内	43,000円
			床面積の合計が	59,000

		積の2分の1を右欄の床面積とみなす。)	500㎡を超え1,000㎡以内	円
			床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	80,000円
		(2) 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請及び法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知（市が通知するものを除く。）に対する検査	12,000円	
		(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第4号ハに該当する場合（特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）及び法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）に対する検査	床面積の合計が30㎡以内	24,000円
			床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内	30,000円
			床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内	42,000円
			床面積の合計が200㎡を超え500㎡以内	49,000円
			床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内	69,000円
			床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	94,000円

別表第5第1項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建	ア 登録建	33,000円
---------	-------	---------

て住宅（人の居住の用途に供する部分に限る。以下において同じ。）の場合

建築物エネルギー消費性能判定建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）、登録住宅性能評価機関（住宅性能評価の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）、又は指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。）、により

	低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証された書類（以下この表において「適合証」という。）の提出がないもので評価手法が標準計算法であるもの	
	イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様・計算法併用であるもの	24,000円
	ウ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準であるもの	17,000円
	エ 適合証の提出があるもの	4,000円
(2) 共同住宅等（一戸建て住宅以外の	ア 適合証の提出がないもので評価手	(7)に掲げる申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、共用部

住宅をいう。以下この表において同じ。)の住棟全体の場合又は非住宅部分及び住宅部分を有する建築物(以下この表において「複合建築物」という。)の住宅部分の場合	法が標準計算法であるもの	分がある場合は(イ)に掲げる申請に係る共用部分の面積の合計の区分に応じて規定する金額を加算した額 (ア) 住戸部分 a 1戸の場合 33,000円 b 1戸を超え5戸以下 67,000円 c 5戸を超え10戸以下 94,000円 (イ) 共用部分 300㎡以内の場合 106,000円
	イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるもの	(ア)に掲げる申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、共用部分がある場合は(イ)に掲げる申請に係る共用部分の面積の合計の区分に応じて規定する金額を加算した額 (ア) 住戸部分 a 1戸の場合 24,000円 b 1戸を超え5戸以下 49,000円 c 5戸を超え10戸以下 69,000円 (イ) 共用部分

	300 m ² 以内の 場合 106, 000円
ウ 適合証 の提出が ないもの で評価手 法が仕様 基準であ るもの	(ア)に掲げる申請に 係る住戸の数の合計 の区分に応じて規定 する金額に、共用部 分がある場合は(イ) に掲げる申請に係る 共用部分の面積の合 計の区分に応じて規 定する金額を加算し た額 (ア) 住戸部分 a 1戸の場合 17,00 0円 b 1戸を超え 5戸以下 3 2,000円 c 5戸を超え 10戸以下 46,000 円 (イ) 共用部分 300 m ² 以内の 場合 106, 000円
エ 適合証 の提出が あるもの	(ア)に掲げる申請に 係る住戸の数の合計 の区分に応じて規定 する金額に、共用部 分がある場合は(イ) に掲げる申請に係る 共用部分の面積の合 計の区分に応じて規 定する金額を加算し た額 (ア) 住戸部分 a 1戸の場合 4,000 円 b 1戸を超え 5戸以下 9

		, 0 0 0 円 c 5 戸を超え 1 0 戸以下 1 5, 0 0 0 円 (イ) 共用部分 3 0 0 m ² 以内の 場合 9, 0 0 0 円
(3) 複合建築物の全体の場合	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(2)(一戸建て住宅の場合は、(1))に規定する金額に、複合建築物及び一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を一棟の建築物とみなして適用する(4)に規定する金額を加算した金額	
(4) 住宅の部分をも有しない建築物(以下この表において「非住宅建築物」という。)の全体の場合又は複合建築物の非住宅部分の場合 非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	ア 適合証の提出がないもの	一棟の建築物の床面積の合計が3 0 0 m ² 以内の場合 2 3 4, 0 0 0 円(法第54条第1項に規定する国土交通大臣が定める基準により、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物にあつては、1 0 6, 0 0 0 円)
	イ 適合証の提出があるもの	一棟の建築物の床面積の合計が3 0 0 m ² 以内の場合 9, 0 0 0 円

別表第5第2項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 一戸建て住宅の	ア 適合証の提出が	1 6, 5 0 0 円
-------------	-----------	--------------

場合	ないもので評価手法が標準計算法であるもの	
	イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様・計算法であるもの	12,000円
	ウ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準であるもの	8,500円
	エ 適合証の提出があるもの	2,000円
(2) 共同住宅等の住棟全体の場 合又は複合建築物の住宅部分の場 合	ア 適合証の提出がないもので評価手法が標準計算法であるもの	(ア)に掲げる変更申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、(イ)に掲げる変更申請に係る共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）の区分に応じて規定する金額の合計（ただし、住戸部分のみの計画変更に係る場合は、(ア)に掲げる変更申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定す

	る金額のみとする。) (ア) 住戸部分 a 1戸の場合 16,500円 b 1戸を超え 5戸以下 33,500円 c 5戸を超え 10戸以下 47,000円 (イ) 共用部分 300㎡以内の 場合 106,000円
イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるもの	(ア)に掲げる変更申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額に、(イ)に掲げる変更申請に係る共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）の区分に応じて規定する金額の合計（ただし、住戸部分のみの計画変更に係る場合は、(ア)に掲げる変更申請に係る住戸の数の合計の区分に応じて規定する金額のみとする。) (ア) 住戸部分 a 1戸の場合 12,000円 b 1戸を超え

	5 戸以下 2 4, 5 0 0 円 c 5 戸を超え 1 0 戸以下 3 4, 5 0 0 円 (イ) 共用部分 3 0 0 m²以内の 場合 1 0 6, 0 0 0 円
ウ 適合証 の提出が ないもの で評価手 法が仕様 基準であ るもの	(ア)に掲げる変更申 請に係る住戸の数の 合計の区分に応じて 規定する金額に、(イ)に掲げる変更申請 に係る共用部分の計 画変更に係る床面積 の合計の2分の1の 面積（床面積が増加 する場合にあっては 、これに当該増加す る床面積を加算した 面積）の区分に応じ て規定する金額の合 計（ただし、住戸部 分のみの計画変更に 係る場合は、(ア)に 掲げる変更申請に係 る住戸の数の合計の 区分に応じて規定す る金額のみとする。) (ア) 住戸部分 a 1 戸の場合 8, 5 0 0 円 b 1 戸を超え 5 戸以下 1 6, 0 0 0 円 c 5 戸を超え 1 0 戸以下 2 3, 0 0 0 円 (イ) 共用部分

		300㎡以内の 場合 106, 000円
	エ 適合証 の提出が あるもの	(ア)に掲げる変更申 請に係る住戸の数の 合計の区分に応じて 規定する金額に、(イ)に掲げる変更申請 に係る共用部分の計 画変更に係る床面積 の合計の2分の1の 面積（床面積が増加 する場合にあっては 、これに当該増加す る床面積を加算した 面積）の区分に応じ て規定する金額の合 計（ただし、住戸部 分のみの計画変更に 係る場合は、(ア)に 掲げる変更申請に係 る住戸の数の合計の 区分に応じて規定す る金額のみとする。) (ア) 住戸部分 a 1戸の場合 2,000 円 b 1戸を超え 5戸以下 4 ,500円 c 5戸を超え 10戸以下 7,500円 (イ) 共用部分 300㎡以内の 場合 9,00 0円
(3) 複合建 築物の全 体の場合	複合建築物における共同住宅等の 部分の共用部分を共同住宅等の共 用部分とみなして適用する(2)（一 戸建て住宅の場合は、(1)）に規定 する金額に、複合建築物及び一戸	

	建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を一棟の建築物とみなして適用する(4)に規定する金額を加算した金額
(4) 非住宅建築物の全体の場合又は複合建築物の非住宅部分の場合	一棟の建築物の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前項の(4)に規定する金額

別表第6を次のように改める。

別表第6（第2条関係）

番号	手数料の名称	手数料を徴収する事務	手数料の額		
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第11条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第12条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	(1) 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）	ア 評価手法が標準計算法であるもの	床面積が200㎡未満のものにあっては30,000円、床面積が200㎡以上300㎡以内のものにあっては33,000円
				イ 評価手法が仕様・計算併用であるもの	床面積が200㎡未満のものにあっては22,000円、床面積が200㎡以上300㎡以内のものにあっては24,000円
				ウ 評価手法が仕様基準であるもの	床面積が200㎡未満のものにあっては15

		, 0 0 0 円 、床面積が 2 0 0 m ² 以 上 3 0 0 m ² 以内のもの にあつては 1 6 , 0 0 0 円
(2) 共同住 宅等（一 戸建て住 宅以外の 住宅をい う。以下 この表に おいて同 じ。）の 場合	ア 評価手 法が標準 計算法で あるもの	床面積が 3 0 0 m ² 未満 のものにあ つては 6 1 , 0 0 0 円 、床面積が 3 0 0 m ² の ものにあつ ては 1 0 2 , 0 0 0 円
	イ 評価手 法が仕様 ・計算併 用法であ るもの	床面積が 3 0 0 m ² 未満 のものにあ つては 4 5 , 0 0 0 円 、床面積が 3 0 0 m ² の ものにあつ ては 7 6 , 0 0 0 円
	ウ 評価手 法が仕様 基準であ るもの	床面積が 3 0 0 m ² 未満 のものにあ つては 2 9 , 0 0 0 円 、床面積が 3 0 0 m ² の ものにあつ ては 5 0 , 0 0 0 円
(3) 非住宅 建築物又 は住宅以 外の部分 で評価手 法が国土	ア 工場、 倉庫等	床面積が 3 0 0 m ² 未満 のものにあ つては 1 6 , 0 0 0 円 、床面積が

			交通大臣 の定める 簡易な評 価方法の 場合		300㎡の ものにあっ ては23, 000円
				イ 工場、 倉庫等以 外	床面積が3 00㎡未満 のものにあ っては77 , 000円 、床面積が 300㎡の ものにあっ ては98, 000円
			(4) 非住宅 建築物又 は住宅以 外の部分 で評価手 法が標準 入力法の 場合	ア 工場、 倉庫等	床面積が3 00㎡未満 のものにあ っては20 , 000円 、床面積が 300㎡の ものにあっ ては27, 000円
				イ 工場、 倉庫等以 外	床面積が3 00㎡未満 のものにあ っては20 2, 000 円、床面積 が300㎡ のものにあ っては25 3, 000 円
			(5) 住宅と 住宅以外 の部分の 複合建築 物	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額	
2	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判	法第11条第2項の規定に基づく計画の変更	(1) 一戸建て住宅の場合	ア 評価手法が標準計算法であるもの	床面積が2 00㎡未満 のものにあ っては15

定又は軽微な変更に関する証明手数料	の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第12条第3項のに基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査		、 0 0 0 円 、床面積が 2 0 0 m ² 以 上 3 0 0 m ² 以内のもの にあつては 1 6 , 5 0 0 円
		イ 評価手法が仕様・計算併用であるもの	床面積が 2 0 0 m ² 未満 のものにあ つては 1 1 、 0 0 0 円 、床面積が 2 0 0 m ² 以 上 3 0 0 m ² 以内のもの にあつては 1 2 , 0 0 0 円
		ウ 評価手法が仕様基準であるもの	床面積が 2 0 0 m ² 未満 のものにあ つては 7 , 5 0 0 円、 床面積が 2 0 0 m ² 以 上 3 0 0 m ² 以内のもの にあつては 8 、 0 0 0 円
		ア 評価手法が標準計算法であるもの	床面積が 3 0 0 m ² 未満 のものにあ つては 3 0 、 5 0 0 円 、床面積が 3 0 0 m ² の ものにあつ ては 5 1 , 0 0 0 円
	(2) 共同住宅等の場合	イ 評価手法が仕様・計算併	床面積が 3 0 0 m ² 未満 のものにあ

		用法であるもの	っては22,500円、床面積が300㎡のものにあっては38,000円
		ウ 評価手法が仕様基準であるもの	床面積が300㎡未満のものにあっては14,500円、床面積が300㎡のものにあっては25,000円
	(3) 非住宅建築物又は住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合	ア 工場、倉庫等	床面積が300㎡未満のものにあっては8,000円、床面積が300㎡のものにあっては11,500円
		イ 工場、倉庫等以外	床面積が300㎡未満のものにあっては38,500円、床面積が300㎡のものにあっては49,000円
	(4) 非住宅建築物又は住宅以外の部分で評価手法が標準入力法の	ア 工場、倉庫等	床面積が300㎡未満のものにあっては10,000円、床面積が300㎡の

			場合		ものにあつては13,500円
				イ 工場、倉庫等以外	床面積が300㎡未満のものにあつては101,000円、床面積が300㎡のものにあつては126,500円
				(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて法第30条第2項の規定による審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	(1) 一戸建て住宅の場合	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第	床面積が200㎡未満のものにあつては30,000円、床面積が200㎡以上300㎡以内のものにあつては33,000円

					第30条第1項に掲げる適正な証書（以下において「適合証」という。）及び住宅確保等に関する法律第6条第1項に規定する住宅性能評価書（以下において「性能評価書」という。）の提出も評価標準法であるもの	
					イ 適合証及び性能評価書の提出も評価仕様が併用方法であるもの	床面積が200㎡未満のものであれば22,000円が、床面積が200㎡以上300㎡以内のものであれば

							2 4 , 0 0 0 円
						ウ 適合証 及び性能 評価書の 提出がな いもので 評価手法 が仕様基 準である もの	床面積が2 0 0 m ² 未 満のもの にあつて は1 5 , 0 0 0 円 、床面積 が2 0 0 m ² 以上3 0 0 m ² 以内のも のにあつ ては1 6 , 0 0 0 円
						エ 適合証 又は性能 評価書の 提出があ るもの	4 , 0 0 0 円
			(2) 共同住 宅等の場 合			ア 適合証 及び性能 評価書の 提出がな いもので 評価手法 が標準計 算法であ るもの	床面積が3 0 0 m ² 未 満のもの にあつて は6 1 , 0 0 0 円 、床面積 が3 0 0 m ² のものに あつては 1 0 2 , 0 0 0 円
						イ 適合証 及び性能 評価書の 提出がな いもので 評価手法 が仕様・ 計算併用 法である もの	床面積が3 0 0 m ² 未 満のもの にあつて は4 5 , 0 0 0 円 、床面積 が3 0 0 m ² のものに あつては 7 6 , 0 0 0 円
						ウ 適合証 及び性能 評価書の 提出がな いもので	床面積が3 0 0 m ² 未 満のもの にあつて は2 9 , 0 0 0 円

		評価手法が仕様基準であるもの	、床面積が300㎡のものにあっては50,000円
		エ 適合証又は性能評価書の提出があるもの	床面積が300㎡未満のものにあっては8,000円、床面積が300㎡のものにあっては17,000円
	(3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合	ア 適合証及び性能評価書の提出がないもの	床面積が300㎡未満のものにあっては77,000円、床面積が300㎡のものにあっては98,000円
		イ 適合証又は性能評価書の提出があるもの	床面積が300㎡未満のものにあっては8,000円、床面積が300㎡のものにあっては14,000円
	(4) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	ア 適合証及び性能評価書の提出がないもの	床面積が300㎡未満のものにあっては202,000円、床面積が300㎡のものにあっては25

					3, 000 円
				イ 適合証 又は性能 評価書の 提出があ るもの	床面積が3 00㎡未満 のものにあ っては8, 000円、 床面積が3 00㎡のも のあつて は14, 0 00円
			(5) 住宅と 住宅以外 の部分の 複合建築 物	(1)又は(2)の規定により算 定された額に、(3)又は(4) の規定により算定された額 を加算した額	
4	建築物エネルギー消費 性能向上計画変更認定 申請手数料	法第31条 第1項の規 定による建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請（ 当該申請に 併せて法第 30条第2 項の規定に よる審査の 申出を行う 場合を除く 。）に対す る審査	(1) 一戸建 て住宅の 場合	ア 適合証 及び性能 評価書の 提出がな いもので 評価手法 が標準計 算法であ るもの	床面積が2 00㎡未満 のものにあ っては15, 000円、 床面積が 200㎡以 上300㎡ 以内のもの にあつては 16, 50 0円
				イ 適合証 及び性能 評価書の 提出がな いもので 評価手法 が仕様・ 計算併用 法である もの	床面積が2 00㎡未満 のものにあ っては11, 000円、 床面積が 200㎡以 上300㎡ 以内のもの にあつては 12, 00 0円
				ウ 適合証 及び性能 評価書の	床面積が2 00㎡未満 のものにあ

				提出がないもので 評価手法が仕様基準であるもの	っては7,500円、 床面積が200㎡以上 300㎡以内のものに あっては8,000円
				エ 適合証 又は性能 評価書の 提出があるもの	2,000円
			(2) 共同住宅等の場合	ア 適合証 及び性能 評価書の 提出がないもので 評価手法が 標準計算 法であるもの	床面積が300㎡未満 のものにあ っては30,500円 、床面積が 300㎡の ものにあっ ては51,000円
				イ 適合証 及び性能 評価書の 提出がないもので 評価手法 が仕様・ 計算併用 法であるもの	床面積が300㎡未満 のものにあ っては22,500円 、床面積が 300㎡の ものにあっ ては38,000円
				ウ 適合証 及び性能 評価書の 提出がないもので 評価手法 が仕様基準 であるもの	床面積が300㎡未満 のものにあ っては14,500円 、床面積が 300㎡の ものにあっ ては25,000円
				エ 適合証	床面積が3

		又は性能 評価書の 提出があ るもの	00㎡未満 のものにあ っては4, 000円、 床面積が3 00㎡のも のにおいて は8,500円
(3) 住宅以 外の部分 で評価手 法が国土 交通大臣 の定める 簡易な評 価方法の 場合	ア	適合証 及び性能 評価書の 提出がな いもの	床面積が3 00㎡未満 のものにあ っては38, 500円、床面積が 300㎡のも のにおいて は49, 000円
	イ	適合証 又は性能 評価書の 提出があ るもの	床面積が3 00㎡未満 のものにあ っては4, 000円、 床面積が3 00㎡のも のにおいて は7,000円
(4) 住宅以 外の部分 で評価手 法が標準 入力法又 は主要室 入力法の 場合	ア	適合証 及び性能 評価書の 提出がな いもの	床面積が3 00㎡未満 のものにあ っては10 1,000円、床面積 が300㎡ のものにお いては12 6,500円
	イ	適合証 又は性能 評価書の 提出があ るもの	床面積が3 00㎡未満 のものにあ っては4,

				る も の	0 0 0 円、 床 面 積 が 3 0 0 m ² の も の に あ っ て は 7 , 0 0 0 円
			(5) 住宅と 住宅以外 の部分の 複合建築 物	(1)又は(2)の規定により算 定された額に、(3)又は(4) の規定により算定された額 を加算した額	

備考

1 1 申請をもって 1 件とする。

2 法第 3 0 条第 2 項の規定（法第 3 1 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）に基づく審査の申出がある場合の手数料の額は、当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分及び工作物の件数に応じた別表第 2 第 1 項に規定する建築確認申請及び計画通知手数料の額又は同表第 2 項に規定する計画変更確認申請及び計画変更通知手数料の額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 2、別表第 5 及び別表第 6 の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請等に係る手数料について適用し、同日前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能基準の適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大されたことなどから、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 15 号

五島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
の一部改正について

五島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
の一部を改正する条例

五島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成 25 年五島市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたため、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 16 号

五島市単独住宅管理条例の一部改正について

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市単独住宅管理条例（平成 16 年五島市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

別表玉之浦の部大宝住宅 B－1 号の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

玉之浦地区の大宝住宅 B－1 号を廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 17 号

五島市奈留ターミナルビル条例の一部改正について

五島市奈留ターミナルビル条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

五島市奈留ターミナルビル条例の一部を改正する条例

五島市奈留ターミナルビル条例（平成 16 年五島市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

五島市港湾ターミナルビル条例

第 1 条中「奈留ターミナルビル」を「港湾ターミナルビル」に改める。

第 2 条中「相の浦港」を「福江港及び相の浦港」に改め、「五島市奈留町泊 198 番地 11 に」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 ターミナルビルの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福江港ターミナルビル	五島市東浜町二丁目 3 番 1 号
奈留ターミナルビル	五島市奈留町泊 198 番地 11

第 13 条を第 15 条とし、第 7 条から第 12 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 6 条の見出し中「減額」を「減免」に改め、同条中「減額する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条中「別表に定める使用料」を「次に掲げる使用料等」に、「、使用料」を「、使用料等」に改める。

第 5 条に次の各号を加える。

- (1) 別表第 1 に定める使用料
- (2) 別表第 2 に定める使用料
- (3) 福江港ターミナルビルの共用部分に係る共益費

第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とし、第 3 条を第 5 条とし、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

(職員)

第 3 条 福江港ターミナルビルに港湾管理事務所長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第4条 福江港ターミナルビルの開館時間は、午前6時30分から午後8時30分までとする。

2 奈留ターミナルビルの開館時間は、午前6時から午後6時15分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

施設名	利用の種別	単位		使用料	
				1 階	2 階
福江港ターミナルビル	船舶旅客取扱業を行うための利用	1 平方メートル	1 年	23,400円	18,330円
	海運業、バス事業又は旅行あっせん業を行うための利用			26,180円	18,330円
	売店を行うための利用			26,180円	18,330円
	食堂を行うための利用			24,790円	17,340円
	手小荷物預り業を行うための利用			24,790円	17,340円
	広告等のための壁面の利用			21,830円	21,830円
	上記以外の目的のための利用			27,550円	22,030円
奈留ターミナルビル（レセプションルームを除く。）	船舶旅客取扱業を行うための利用	1 平方メートル	1 年	11,000円	9,900円
	売店を行うための利用			11,000円	9,900円
	食堂を行うための利用			11,000円	9,900円
	手小荷物預り業を行うための利用			11,000円	9,900円
	広告等のための壁面の利用			4,950円	4,400円
	事業を行う者の事務所としての利用			14,300円	14,300円
	上記以外の目的のための利用			14,300円	14,300円

備考

- 1 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 利用期間が1年未満であるとき、又は利用期間に1年未満の端数があるときは、月割計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算する。ただし、15日未満の利用については、日割計算の方法により算定して得た額とする。
- 3 算定した使用料の額に100円未満の端数を生じるときは、その端数を100円とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

施設名	単位	使用料	冷暖房設備使用料
奈留ターミナルビルレセプションルーム	1時間	300円	220円

備考

- 1 使用時間が1時間未満であるときは、1時間として計算する。
- 2 使用時間が1時間を超え、その使用時間に1時間未満の端数があるときは、端数時間が30分未満であるときはこれを切り捨て、端数時間が30分以上であるときはこれを1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、長崎県福江港ターミナルビル条例（平成16年長崎県条例第79号）第1条に規定する長崎県福江港ターミナルビルに関し、同条例の規定によりなされた利用の許可の申請その他の行為は、この条例による改正後の五島市港湾ターミナルビル条例第2条第2項に規定する福江港ターミナルビルに関し、同条例の相当規定によりなされた利用の許可の申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

長崎県から贈与を受ける長崎県福江港ターミナルビルを市の公の施設として設置することに伴い、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 18 号

負担付き贈与の受領について

次のとおり負担付き贈与を受けるものとする。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

- 1 贈与物件 長崎県福江港ターミナルビル
 - (1) 建物
 - ア 所在 五島市東浜町二丁目 3 番 1 号
 - イ 構造 鉄筋コンクリート造
 - ウ 床面積 2, 9 6 7 . 0 1 平方メートル
 - (2) その他の設備
 - ボーディングブリッジ 2 基
- 2 贈与者 長崎県
- 3 贈与の条件
 - (1) 市は、贈与物件を市の旅客ターミナルの用途に自ら供さなければならない。
 - (2) 市は、贈与契約の締結の日から 5 年間、長崎県の承認を得ないで、贈与物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をし、又は所有権の移転を主たる目的とする合併をしてはならない。
 - (3) 市は、贈与契約の締結の日から 5 年間、長崎県の承認を得ないで、贈与物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。
 - (4) 市は、前 3 号に定める条件に違反したときは、長崎県に対し、違約金を支払わなければならない。
 - (5) 長崎県は、市が第 1 号から第 3 号までに定める条件に違反したときその他贈与契約に定める義務を履行しないときは、贈与契約を解除することができる。

(6) 長崎県は、市が第 1 号から第 3 号までに定める条件に違反したときは、長崎県の選択により、贈与契約の解除に代えて、特別違約金を請求することができる。

(提案理由)

負担付きの贈与を受けることについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 9 号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 19 号

財産の無償貸付けの変更について

令和 5 年 12 月 22 日に議決された議案第 131 号財産の無償貸付けについての一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出口 太

「ウ 面積 4,730.0 平方メートル」を「ウ 面積 4,030.0 平方メートル」に改める。

(提案理由)

財産の無償貸付けの変更については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 20 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年 3 月 24 日に議決された議案第 19 号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

「4 工事請負金額 1,425,963,000 円」を「4 工事請負金額 1,437,147,800 円」に改める。

(提案理由)

五島西漁港（嵯峨島地区）災害復旧・関連工事に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年五島市条例第 50 号）第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 2 1 号

住民センターの指定管理者の指定について

五島市住民センター条例（平成 1 6 年五島市条例第 2 0 号）第 3 条第 1 項の規定により、住民センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

五島市長 出 口 太

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
岐宿住民センター	五島市岐宿町岐宿 2301 番地 1 岐宿地区自治公民館 館長 前 田 久 幸	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
楠原住民センター	五島市岐宿町楠原 438 番地 2 楠原自治公民館 館長 狩 浦 雅 彦	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
川原住民センター	五島市岐宿町川原 586 番地 1 岐宿まちづくり協議会川原支部 支部長 杣 川 好 隆	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
山内住民センター	五島市岐宿町中嶽 1258 番地 4 岐宿まちづくり協議会山内支部 支部長 平 田 定 治	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。